

は、戒告又は一年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用者である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止の処分をすることができる。

(一般の懲戒)

第二十五条の三 厚生労働大臣は、前条の規定若該当する場合を除くほか、社会保険労務士が、第十七条第一項若しくは第二項の規定により添付する書面若しくは同条第一項若しくは第二項の規定による付記に虚偽の記載をしたとき、この法律及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき、又は社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、第二十五条に規定する懲戒処分をすることができる。

第二十五条の三の二 社会保険労務士会又は連合会は、社会保険労務士会の会員について、前二条に規定する行為又は事実があると認めたときは、厚生労働大臣に対し、当該会員の氏名及び事業所の所在地並びにその行為又は事実を通知しなければならない。

2 何人も、社会保険労務士について、前二条に規定する行為又は事実があると認めたときは、厚生労働大臣に対し、当該社会保険労務士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(聴聞の特例)

第二十五条の四 厚生労働大臣は、第二十五条の二又は第二十五条の三の規定による戒告又は業務の停止の懲戒処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(登録抹消の制限)

第二十五条の五 厚生労働大臣は、第二十五条の規定による懲戒処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、その理由を付記した書面により当該社会保険労務士に通知するとともに、官報をもつて公告しなければならない。

第二十五条の二 社会保険労務士法人

(設立)

第二十五条の六 社会保険労務士は、この章の定めのところにより、社会保険労務士法人(第二条第一項第一号から第一号の三まで、第二号及び第三号に掲げる業務を行うことを目的として社会保険労務士が設立した法人をいう。以下同じ。)を設立することができる。

(登記)

手続が結了するまでは、第十四条の十第一項第一号の規定による当該社会保険労務士の登録の抹消をすることができない。

第二十五条の七 社会保険労務士法人は、この章の定めのところにより、社会保険労務士法人(第二条第一項第一号から第一号の三まで、第二号及び第三号に掲げる業務を行うことを目的として社会保険労務士が設立した法人をいう。以下同じ。)を設立することができる。

第二十五条の八 社会保険労務士法人の社員は、(社員の資格)

2 一 第二十五条の二又は第二十五条の三の規定により社会保険労務士の業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

2 二 第二十五条の二十四第一項の規定により社会保険労務士法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日内にその社員であった者でその処分の日から三年(業務の停止を命ぜられた場合については、当該業務の停止の期間)を経過しな

いもの

(業務の範囲)

2 三 事務所の所在地

4 四 社員の氏名及び住所

5 五 社員の出資に関する事項

6 六 業務の執行に関する事項

(成立の時期)

2 一 第二十五条の十二 社会保険労務士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出等)

2 二 第二十五条の十三 社会保険労務士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨

を、その主たる事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会(以下「主たる事務所の所在地の社会保険労務士会」という。)を経由して、連合会に届け出なければならない。

(社員の責任)

2 三 第二十五条の十五の三 社会保険労務士法人の財産をもつてその債務を完済することができない

2 二 紛争解決手続代理業務

2 一 紛争解決手続代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紛争解決手続代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 三 紛争解決手続代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紛争解決手続代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 一 紛争解決手続代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紛争解決手続代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 三 紛争解決手続代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紛争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 一 紛争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紛争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 三 紛争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紛争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 一 紛争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紛争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 三 紛争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紛争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 一 紛争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紛争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 三 紛争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紛争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 一 紛争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紷争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 三 紷争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紷争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 一 紷争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紷争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 三 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 一 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 三 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 一 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 三 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 一 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 三 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 一 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 三 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 一 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 三 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 一 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 三 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 一 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 三 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 一 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 三 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 一 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 三 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 一 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 二 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

2 三 紟争解決手續代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限

り、行うことができる。

(業務の変更)

第二十五条の十四 社会保険労務士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意

によって、定款の変更をすることができる。

2 社会保険労務士法人は、定款を変更したとき

は、変更の日から二週間以内に、変更に係る事

項を、主たる事務所の所在地の社会保険労務士

会を経由して、連合会に届け出なければならない。

2 特定社会保険労務士は、定款を変更したとき

は、各自社会保険労務士法人を代表する。

ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に社会保険労務士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

紛争解決手續代理業務を行つことを目的とする社会保険労務士法人における紛争解決手續代理業務については、前項の規定にかかるわらず、特定社員(以下「特定社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

(法人の代表)

第二十五条の十五の二 社会保険労務士法人の社員は、各自社会保険労務士法人を代表する。

ただし、当該特定社員のうち特に紛争解決

手續代理業務について社会保険労務士法人を代

表する。ただし、当該

ときは、各社員は、連帶して、その弁済の責任を負う。

社会保険労務士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

前項の規定は、社員が社会保険労務士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務に關し依頼者に対して負担することとなつた債務を当該社会保険労務士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかるわらず、特定社員（当該社会保険労務士法人を脱退した特定社員を含む。以下この条において同じ。）が、連帶して、その弁済の責任を負う。ただし、当該社会保険労務士法人を脱退した特定社員については、当該債務が脱退の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

前項本文に規定する債務についての社会保険労務士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、第二項及び第三項の規定にかかるわらず、特定社員が当該社会保険労務士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

会社法第六百十二条の規定は、社会保険労務士法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項本文に規定する債務については、この限りでない。

第二十五条の十五の四 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて社会保険労務士法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。

第二十五条の十六の二 紛争解決手続代理業務を行ふことを目的とする社会保険労務士法人は、特定社員が常駐していない事務所においては、特定社員が常駐せなければならぬ。紛争解決手続代理業務を取り扱うことができない。

第二十五条の十七 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人は、次に掲げる事件については、紛争解決手続代理業務を行つてはならない。ただし、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 紛争解決手続代理業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 紛争解決手続代理業務に関するものとして、相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 紛争解決手続代理業務に関するものとして、受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 第二十二条第一項に規定する事件又は同条第二項各号に掲げる事件として社員の半数以上上の者がその業務又は紛争解決手続代理業務を行つてはならないこととされる事件

第二十五条の十八 社会保険労務士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその社会保険労務士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の社会保険労務士法人の社員となつてはならない。

反して自己又は第三者のためにその社会保険労務士法人の業務の範囲に属する業務を行つたときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、社会保険労務士法人に生じた損害の額と推定する。

第二十五条の十九 社会保険労務士法人は、社会保険労務士でない者に第二条第一項第一号から第一号の三まで及び第二号に掲げる事務を行わせてはならない。

紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人は、特定社会保険労務士法人でない者に紛争解決手続代理業務を行わせてはならない。

第二十五条の二十 第一条の二、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条の二、第二十五条の三十及び第二十五条の三十六の規定は、社会保険労務士法人について準用する。

第二十五条の二十一 社会保険労務士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 社会保険労務士の登録の抹消

二 定款に定める理由の発生

三 総社員の同意

四 除名

第二十五条の二十二 社会保険労務士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 其の社会保険労務士法人との合併

四 破産手続開始の決定

五 解散を命ずる裁判

六 第二十五条の二十四第一項の規定による解散の命令

七 社員の欠亡

2 社会保険労務士法人は、前項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会を経由して、連合会に届け出なければならない。

第二十五条の二十二の二 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人（第二十五条の二十五条第二項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者の）の同意を得て、新たに社員を加入させて社会保険労務士法人を継続することができる。

第二十五条の二十二の三 社会保険労務士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

裁判所は、職權で、いつでも前項の監督に必要な検査をることができる。

社会保険労務士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求める裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第二十五条の二十一の四 清算が結了したときは、清算人は、その旨を連合会に届け出なければならない。

第二十五条の二十二の五 社会保険労務士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主要な事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第二十五条の二十二の六 裁判所は、社会保険労務士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

前項の検査役の選任の裁判所に對しては、不服を申し立てることができない。

裁判所は、第一項の検査役を選任した場合に社会保険労務士法人が当該検査役に對して支払う報酬の額を定めることができ。この場合においては、裁判所は、当該社会保険労務士法人及び検査役の陳述を聽かなければならぬ。

第二十五条の二十三 合併

社会保険労務士法人は、総社員の同意があるときは、他の社会保険労務士法人と合併することができる。

合併は、合併後存続する社会保険労務士法人又は合併により設立する社会保険労務士法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

合併により設立する社会保険労務士法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し）を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会を経由して、連合会に届け出なければならない。

合併後存続する社会保険労務士法人又は合併により設立する社会保険労務士法人は、当該合併により消滅する社会保険労務士法人の権利義務を承継する。

第二十五条の二十三の二 合併をする社会保険労務士法人の債権者は、当該社会保険労務士法人に対し、合併について異議を述べることができるものとし、合併の結果に於ける社会保険労務士法人の債権者は、当該社会保険労務士法人の債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

合併をする社会保険労務士法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知り得ている債権者は、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

		に、会則を定めて、一個の社会保険労務士会を設立しなければならない。
2	社会保険労務士会は、会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。	
4 3	社会保険労務士会は、法人とする。一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、社会保険労務士会に準用する。	
(社会保険労務士会の会則)		
第二十五条の二十七	社会保険労務士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。	
一	名称及び事務所の所在地	
二	入会及び退会に関する規定	
三	会員の種別及びその権利義務に関する規定	
四	役員に関する規定	
五	会員の品位保持に関する規定	
六	社会保険労務士の研修に関する規定	
七	会費に関する規定	
八	その他社会保険労務士会の目的を達成するため必要な規定	
2	社会保険労務士会の会則の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。ただし、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項に係る会則の変更については、この限りでない。	
(支部)		
第二十五条の二十八	社会保険労務士会は、その目的を達成するため必要があるときは、支部を設けることができる。	
第二十五条の二十九	社会保険労務士は、第十四条の二第一項の規定による登録を受けた時に、当然、次の各号に掲げる都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会の会員となる。	
一	当該社会保険労務士が第十四条の二第一項の規定による登録のほか、同条第二項の規定による登録を受けた場合	
二	当該社会保険労務士が第十四条の二第一項の規定による登録のほか、同条第三項の規定による登録のほか、同条第三項の規定	
業所の所在地の属する都道府県の区域	による登録を受けた場合	当該登録に係る事
三	前二号に掲げる場合以外の場合	
四	社会保険労務士が第十一条の四の規定による登録を受けた場合において、第十四条の二第一項の規定による登録を受けたとしたならば	
2	社会保険労務士会（以下この項において「変更登録を受けた者」といいう。）が当該変更登録を受けた際にその者が所属していた社会保険労務士会（以下この項において「変更前の社会保険労務士会」といいう。）と異なるときは、当該変更登録を受けた者、当該変更登録を受けた時に、当然、変更前の社会保険労務士会を退会し、変更後の社会保険労務士会の会員となる。	
3	社会保険労務士法人は、社会保険労務士法人の主たる事務所の所在地の社会保険労務士会以外の社会保険労務士法人は、その成立の時に、当然、社会保険労務士法人の主たる事務所の所在地の社会保険労務士会の会員となる。	
4	社会保険労務士法人は、社会保険労務士法人の各事務所を各所属社会保険労務士会以外の社会保険労務士会が設立されている都道府県の区域に移転したときは、社会保険労務士法人の事務所の新所在地（従たる事務所を設け、又は移転したときは、主たる事務所の所在地）においてその旨を登記した時に、当然、当該事務所（従たる事務所を設け、又は移転したときは、主たる事務所の所在地）にあつては、当該従たる事務所の所在地の属する都道府県の区域内に設立されている社会保険労務士会の会員となる。	
5	社会保険労務士法人は、その事務所の移転又は廃止により、所属社会保険労務士会が設立されている都道府県の区域内に社会保険労務士法人の事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地（従たる事務所を移転し、又は廃止したとき）にあつては、主たる事務所の所在地）においてその旨を登記した時に、当然、当該社会保険労務士会を退会する。	
6	社会保険労務士は、第十四条の十第一項のいづれかに該当することとなつたときは、その該当することとなつた時に、当然、所属社会保険労務士会を退会する。	
7	社会保険労務士法人は、解散した時に、当然、所属社会保険労務士会を退会する。	
業所の所在地の属する都道府県の区域	による登録を受けた場合	当該登録に係る事
三	前二号に掲げる場合以外の場合	
四	社会保険労務士の会則を守らなければならぬ。（社会保険労務士会の登記）	
第二十五条の三十一	社会保険労務士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。	
2	社会保険労務士会（以下この項において「変更登録を受けた者」といいう。）が当該変更登録を受けた際にその者が所属していた社会保険労務士会（以下この項において「変更前の社会保険労務士会」といいう。）と異なるときは、当該変更登録を受けた者、当該変更登録を受けた時に、当然、変更前の社会保険労務士会を退会し、変更後の社会保険労務士会の会員となる。	
3	社会保険労務士会は、会員の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。	
2	前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。	
（社会保険労務士会の役員）		
第二十五条の三十二	社会保険労務士会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。	
2	会長は、社会保険労務士会を代表し、その会務を総理する。	
3	副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を行ふ。	
（注意勧告）		
第二十五条の三十三	社会保険労務士会は、所属の社会保険労務士又は社会保険労務士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は労働社会保険諸法令に違反するおそれがあると認めるとときは、会則の定めるところにより、当該社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対しても、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。	
（連合会）		
第二十五条の三十四	全国の社会保険労務士会は、厚生労働大臣の認可を受けて、会則を定め、連合会を設立しなければならない。	
2	連合会は、社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るために、社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務並びに社会保険労務士の登録に関する事務を行うほか、試験事務及び代理業務試験事務を行うことを目的とする。	
（連合会の会則）		
第二十五条の三十五	連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。	
一	第二十五条の二十七第一項第一号、第三号、第四号及び第五号から第七号までに掲げる事項	
二	社会保険労務士の登録に関する規定	
三	資格審査会に関する規定	
四	社会保険労務士の業務に関する広報、社会保険労務士の業務の運営に関する調査等に関する規定	
（会則を守る義務）		
第二十五条の三十	社会保険労務士は、所属社会保険労務士会の会則を守らなければならぬ。	
（連合会の会則を守る義務）		
第二十五条の三十六	社会保険労務士及び社会保険労務士会は、連合会の会則を守らなければならぬ。	
（資格審査会）		
第二十五条の三十七	連合会に、資格審査会を置く。	
2	資格審査会は、連合会の請求により、第十四条第一項の規定による登録の拒否及び第十四条の九第一項の規定による登録の取消しについて必要な審査を行うものとする。	
3	資格審査会は、会長及び委員六名をもつて組織する。	
4	会長は、連合会の会長をもつてこれに充てる。	
5	委員は、会長が、厚生労働大臣の承認を受け、社会保険労務士、労働又は社会保険の行政事務に従事する職員及び学識経験者のうちから委嘱する。	
6	委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
（意見の申出）		
第二十五条の三十八	連合会は、厚生労働大臣に意見又は社会保険労務士の業務を通じて得られた労働社会保険諸法令の運営の改善に関する意見を申し出ることができる。	
2	連合会は、厚生労働大臣の認可を受けて、会則を定め、連合会を設立しなければならない。	
（社会保険労務士会に関する規定の準用）		
第二十五条の三十九	第二十五条の二十六第三項及び第四項、第二十五条の二十七第二項、第二十五条の三十一並びに第二十五条の三十二の規定は、連合会に準用する。	
（試験事務に従事する役員の選任等）		
第二十五条の四十	連合会は、試験事務を行う場合において、その役員のうちから試験事務に從事する者を選任しなければならない。	
2	連合会は、前項の規定により試験事務に従事する役員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験事務に従事する役員に変更があつたときも、同様とする。	
（試験委員）		
第二十五条の四十一	連合会は、試験事務を行う場合において、社会保険労務士試験の問題の作	

(社会保険労務士会等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際に旧法第二十五条の二第一項又は第二十五条の七第一項の規定により設立されている社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会は、それぞれ、新法第二十五条の六第一項又は第二十五条の十三第一項の規定により設立された社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会(以下附則第二十三条を除き、「連合会」という。)とみなす。

(従前の会則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際に旧法第二十五条の二第一項又は第二十五条の七第一項の規定による認可を受けている社会保険労務士会の会則は、そ

れぞれ、新法第二十五条の六第一項又は第二十五条の十三第一項の規定による認可を受けた社会保険労務士会の会則又は連合会の会則とみなす。

(従前の会則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際に旧法第十六条の社会保険労務士を行う社会保険労務士である者で同法の社会保険労務士会の会員であるものは、施行日から起算して一年間(附則第十五条の規定により登録が行われるまで(登録前に、新法第五条第二号から第九号までの一に該当することとなるとき、又は懲戒処分として社会保険労務士の失格処分が行われるときは、そのときまで)の間に限る。)は、新法の社会保険労務士会の会員である同法第十八条の開業社会保険労務士とみなす。

第十一条 この法律の施行の際に旧法第四条第一項の免許を受けている者(前条の規定により同条に規定する開業社会保険労務士とみなされた者を除く。)は、施行日から起算して一年間(附則第十五条の規定により登録が行われるまで(登録前に、新法第五条第二号から第九号までの一に該当することとなるとき、又は懲戒処分が行われるときは、そのときまで)の間に限る。)は、新

法の社会保険労務士とみなす。

第十二条 附則第十条の規定により新法の社会保険労務士とみなされた者でこの法律の施行の際に新法第四号若しくは第五号に該当する者は含まれないものとする。

第十三条 附則第十条の規定により新法の社会保険労務士とみなされた者でこの法律の施行の際に新法第四号若しくは第五号に該当する者は含まれないものとする。

現に旧法第十六条の社会保険労務士業を行う社会保険労務士であるものは、附則第十条の規定により新法の社会保険労務士とみなされる間は、同法第二十七条の規定にかかわらず、他人の求めに応じ報酬を得て、旧法第二条第一項第一号から第二号までに掲げる事務を業として行うことができる。

第十四条 附則第十条の規定により新法の社会保険労務士とみなされた者は、施行日から起算して一年以内に連合会に対し、氏名、生年月日、住所、免許証番号、事務所の名称、所在地その他主務省令で定める事項を記載した書面を提出しなければならない。

第十五条 連合会は、社会保険労務士が前条の規定による登録前に虚偽若しくは不正の事実に基づいて旧法第四条第一項の免許を受けた者であらざればならない。

第十六条 連合会は、前二条の規定により書面が提出されたときは、社会保険労務士名簿に登録住所、免許証番号その他主務省令で定める事項を記載した書面を提出しなければならない。

第十七条 連合会は、附則第十五条の規定による登録をしたとき、及び前条の規定により登録をまつ消したときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

第十八条 前三条に規定するもののほか、附則第十五条の規定による登録に関して必要な事項は、主務省令で定める。

(懲戒に関する経過措置)

第十九条 この法律の施行前にした行為に対する懲戒に関する規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、旧法第二十五条の第一項中「免許を取り消す」とあるのは「失格処分をする」と、同条第二項及び第五項中「免許の取消し」とあるのは「失格処分」とする。

第二十条 旧法第二十五条第一項又は前条の規定により従前の例によることとされる同条同項の規定による業務の停止命令に違反した者は、一年

年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十三条 この法律の施行前に社会保険労務士会若しくは全国社会保険労務士会連合会又はこれらに類似する名称を用いている団体は、施行日から起算して六ヶ月間は、新法第二十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

第二十四条 附則(昭和五六年六月九日法律第七二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(昭和五八年五月一七日法律第三九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(昭和五八年五月一七日法律第三九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十八年七月一日から施行する。

附則(昭和五九年八月一四日法律第七七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十八年七月一日から施行する。

附則(昭和五九年八月一四日法律第七七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(昭和六〇年六月八日法律第五六号)抄

用し、昭和五十九年において行われる社会保険労務士試験については、なお従前の例による。

第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で新労務士法別表第二第五号の適用については、当分の間、同号の免除資格者の欄の2中「健康保険法」とあるのは、「健康保険法又は旧日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第六十四条 附則(昭和五九年一二月二十五日法律第八七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則(昭和六〇年五月一日法律第三八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則(昭和六〇年五月一日法律第三八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則(昭和六〇年五月一日法律第三八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附則(昭和六〇年五月一日法律第三八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附則(昭和六〇年五月一日法律第三八号)抄

(施行期日)

とする。

新労務士法第九条第四号の規定は、昭和六十一年において行われる社会保険労務士試験から適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

だし、第二条、第八条及び第十二条（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第二十四条及び第二十五条の改正規定に限る。）並びに附則第一条から第七条まで、第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条から第二十一条までの規定は平成十四年三月三十一日から、第四条、第六条、第九条及び第十条（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第十八条及び附則第二十三条の改正規定に限る。）並びに附則第八条、第九条、第十三条、第十六条及び第十二条から第二十七条までの規定は同年四月一日から施行する。

（社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置）
第二十条 前条の規定による改正後の社会保険労務士法第二条第一項、第十五条、第十七条第三項、第二十五条の三、第二十五条の三十三、第二十五条の三十八及び第二十五条の四十六の規定の適用については、これらの規定に規定する労働社会保険諸法令には、附則第四条の規定によりその効力を有するものとされる旧炭鉱労働者法第八条から第十条まで、第十二条（同条に基づく厚生労働省令の規定を含む。）第十四条第五条第一項、第五条第五号並びに第八条第四号及び第九号の規定並びに別表第二の適用については、これらの規定に規定する労働社会保険諸法令及び同表に規定する労働諸法令には、当分の間、旧炭鉱労働者法（附則第四条の規定によりその効力を有するものとされる規定を含む。）を含むものとする。

附 則（平成一三年四月二五日法律第三五号）抄

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第一項及び第六条の規定並びに次条（第二項後段を除く。）及び附則第六条の規定、附則第十二条の規定（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第一二十号の十三の改正規定を除く。）並びに附則第二十号の十三の改正規定を除く。）並びに附則第十二条の規定は、同年六月三十日から施行する。

（社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定による改正後の社会保険労務士法第二条第一項、第十五条、第十七条第二項、第二十五条の三、第二十五条の三十三、第二十五条の三十八及び第二十五条の四十六の規定の適用については、これらの規定に規定する労働社会保険諸法令には、附則第二条第一項の規定によりその効力を有するものとされる旧特定不況業種法第十三条、第十四条、第十六条（同条に基づく厚生労働省令の規定を含む。）及び第十八条の規定を含むものとする。

前条の規定による改正後の社会保険労務士法第三条第一項、第五条第五号並びに第八条第四号及び第九号の規定（以下「資格等に係る規定」という。）並びに別表第二の規定の適用についても、資格等に係る規定に規定する労働社会保険諸法令には、当分の間、旧特定不況業種法（附則第二条第一項の規定によりその効力を有するものとされる規定を含む。）を含むものとする。

附　則　（平成一四年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附　則　（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年七月三一日から施行する。

（その他）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置の規定（公布の日）

(罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定める。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から附則第六十二条の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第二百五十二号)第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
附 則 (平成一四年一一月二七日法律第一一六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十五条の七第一項第五号の三を削る改正規定、第二十五条の十五第一号の改正規定(「から第五号の二まで、第六号及び第七号」を「第四号及び第五号から第七号まで」に改める部分に限る)、同条第四号を削る改正規定、同条第五号を同条第四号とする改正規定及び同条第六号を同条第五号とする改正規定は、公布の日から施行する。
第二条 この法律による改正後の社会保険労務士法第二十五条の四十八の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る書類について適用する。
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一四年一二月六日法律第一三八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第二条並びに附則第七条第一項及び第二項、第八条から第十条まで並びに第十九条か

ら第二十八条までの規定 平成十七年十二月
一日

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)
第二十八条 旧法の規定による司法試験の第一次試験に合格した者は、なお前項の例による。
2 旧法の規定による司法試験の第二次試験に合格した者で労働法を選択したものに係る社会保険労務士試験の試験科目の一部免除については、なお前項の例による。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から八まで 略

九 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百二号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一条から第三十四条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十二条まで及び附則第十四条から第二十三条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年四月二十五日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定(駐留軍関係離職者等臨時措置法附則第三項の改正規定中「平成十五年五月十六日」を「平成二十年五月十六日」に改める部分を除く。)及び次条から附則第五条までの規定は、平成十六年三月一日から施行する。

の規定の施行の日前に受けた滞納処分については、適用しない。
(罰則に関する経過措置)

第二十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十八条 この附則に規定するものほか、この他の経過措置の政令への委任

(その他の経過措置の政令への委任)

規定について、当該各規定。次条において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成一九年七月六日法律第一一
一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

(平成二〇年一二月三日法律第八
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

(平成二〇年一二月三日法律第六
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超過しない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則

(平成二一年七月一日法律第六
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

附 則

(平成二一年七月一日法律第六
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則

(平成二一年七月一日法律第六
五号) 抄

五及び第六十条第三項」と、第五十二条の四第一項、第五十二条の五第一項及び第五十八条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸監理部長」である。この附則に規定するものほか、この法律事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二十五日法律第五
三号) 抄

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七
四号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三十日法律第一
〇七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第一
四号) 抄

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第二
四号) 抄

この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年四月六日法律第二十七
二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四
二号) 抄

この法律は、平成二十四年六月二七日から施行する。

附 則 (平成二四年十一月二六日法律第
一〇二号) 抄

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年十一月二六日法律第
一〇五号) 抄

この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二
七号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六
七号) 抄

この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四
六号) 抄

この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四
六号) 抄

この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四
六号) 抄

この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四
六号) 抄

この法律は、平成三十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四
六号) 抄

この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四
六号) 抄

この法律は、平成三十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四
六号) 抄

この法律は、平成三十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四
六号) 抄

この法律は、平成三十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四
六号) 抄

この法律は、平成三十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四
六号) 抄

この法律は、平成三十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四
六号) 抄

この法律は、平成四十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(处分等の效力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づづく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づづく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもの

第二十二条 特定独立行政法人の役員又は職員で、
懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から
三年を経過しない者は、第百八条の規定によ
る改正後の社会保険労務士法（次項において
「新社会保険労務士法」という。）第五条第八号
に該当する者とみなす。

新社会保険労務士法第八条第五号及び別表第
二第八号の規定の適用については、特定独立行
政法人の役員又は職員として行政事務に相当す
る事務に従事した期間は、同条第五号及び同表
第八号の行政執行法人の役員又は職員として行
政事務に相当する事務に従事した期間とみな
す。

第一条 (施行期日) この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十二条の規定 公布の日

(土会保支考二五二一部文三三半ノ通語音)

第五条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。
（経過措置の原則）

附 則（平成二六年六月二七日法律第九号）抄
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附 則（平成二六年一月二一日法律第一号）
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行の日から施行する。

第一條　（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第十二条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起するものについては、本法第10条の規定に依る特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（訴訟に関する経過措置）

附 則（平成二六年六月二七日法律第九号）抄
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附 則（平成二六年一月二一日法律第一号）
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行の日から施行する。

第一條　（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第十二条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

<p>附 則 (平成二十七年五月七日法律第一七) 第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。</p>	<p>第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定によれば、公布の日から施行する。 (政令への委任)</p>	<p>第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な事項は、政令で定める。 (政令への委任)</p>	<p>附 則 (平成二六年一月二八日法律第一三七号) 抄 (施行期日)</p>
--	--	--	--

施行する。ただし、第二十五条の六の改正規定、第二十五条の十一第一項の改正規定、第二十五条の二十二第一項に「一」号を加える改正規定、第二十五条の二十二第二項を削る改正規定、第二十五条の二十二の四までを「一」条ずつ繰り下げる、第二十五条の二十二の次に「一」条を加える改正規定並びに第二十五条の二十二の六とし、第二十五条の二十二の二から第二十五条の二十二の四までを「一」年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一條　（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第十二条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年五月三一日法律第四
一號）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三十一年六月八日法律第四四
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（平成三十一年七月六日法律第七一
号）抄

（施行期日）

三年法律第八十九号) 別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号) 第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号) 第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号) 第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定(=平成十年法律第四十六号) の下に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。) 並びに附則第三十条の規定 公布の

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一
第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第二百四十三条、第二百四十九条、第二百五十二条、第二百五十四条（不効果の監査平野に關する去

三 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記を同一の申請書に記載する場合は、(支拂二見三)「(支拂二見三)」と記載する。

登記に関する法律第四条の改正規定(並びに
第一百三十二条を「第一百三十二条から第百三
十七条まで並びに第一百三十九条」に改める部分
に限る)、第三条から第五条までの規定、第六

条中商業登記法第七条の二、第十二条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四一八条の前の見出「」を「改正規定、同

法第四十一条の前の見出しを削る改正規定 同
条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条
第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改
正規定（「本店の所在地における」を削る部分
に限る。）、同法第八十七条第一項及び第二項並

びに第九十一一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）並びに同法第九十五条、第一百十

第一百五十二条第一項第一号の改正規定、同法第一百五十五条第一項の改正規定（（以下この条）の下に「及び第一百五十九条の二第二項第四号」

を加える部分に限る)、同法第五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条

第二項の表第百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十五条第一項の文王規定「まで」の下に「、第

五百九条の二第二項第四号を加える部分に限る。）、同条第二項の表第百五十九条第一項の

項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九条第二項の表に次のように加える改

正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十二条中会社更生法第二百六十二条第一項後段に別ら本文三段、第一四条ロ会社法の五百

項後段を削る改正規定 第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十

六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び

一般財團法人に関する法律の目次の改正規定（「従たる事務所の所在地における登記（第三百十二条第一項）」を削除する部分に限る）、同法第四十七条の次に五条を加える改正規定、同法第三百三十条の改正規定（「従たる事務所の所在地における登記（第三百三十九条から第五十二条まで）」を「第五十一一条、第五十二条」に、「及び第一百三十一条」を「第一百三十二条から第三百三十七条まで及び第一百三十九条」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る。）並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定（「第三項を除く。」、「第十八条」を削る部分に限る）、第十八条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条及び第二十三条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る）、第十四条及び第二十条第三項を削る部分及び分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第一百四十六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）」第九十条において準用する商業登記法第一百四十五条」と改める部分を除く。）、同法第一百条の四、第一百一条の二十第一項、第一百二条第一項及び第一百二条の十の改正規定、同法第一百二条の十一の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「読み替える」を「同法第二十条第三項」において準用する商業登記法第一百四十五条」と改める部分を除く。）、同法第一百四十六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）」第二十五条号）第二十二条の十一において準用する商

の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次
業等協同組合法の目次の改正規定、第九十三条中中小企
業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章
第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定
定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九
十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定
並びに同法第一百三条の改正規定（「、第四十八
条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十
二条」を「、第百三十二条から第百三十七条ま
で並びに第百三十九条」に改める部分及び「、
同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条
第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合
法第九十三条第二項各号」とを削る部分に限
る。）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引
法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条
の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並び
に同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百
四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第
九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正
規定（「第八項」の下に「、第三十八条の六」
を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中
中小企業団体の組織に関する法律第百十三条第
一項第十三号の改正規定を除く。）、第二百二条中
技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章
第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五
十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第
一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正
規定（「、第四十八条」を「、第五十一条」に、
「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条か
ら第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改
め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十
三条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第
一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一
項、「を削る部分に限る。」、第一百七条の規定
(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに第一百十
一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）
会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規
定の施行の日

正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。

（施行期日）抄（令和二年六月五日法律第四〇〇号）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第一百条の三の改正規定、同法第一百条の十第一項の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三条第三項、第三十六条规定、第六项、第六十条第六项及び第八十五条の

改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定

（政令への委任）
第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則	(令和二年六月一二日法律第五四 号) 抄
(施行期日)	第一條　この法律は、公布の日から施行する。
号) 抄	附 則（令和三年五月一九日法律第三七 第一条　この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)	第一條　この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の一十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定　公布の日	第一　第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の一十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定　公布の日
(罰則に関する経過措置)	第七十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。
(政令への委任)	第七十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。 (検討)
第七十三条　政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用することを認める場合においては、当該個人を識別できるようにするため、個	第七十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものに戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和三年六月一六日法律第七号）抄
（施行期日）

施行する。 (施行期日) 附 則 (令和四年三月三一日法律第四)

附則（令和二年三月三一日法律第一四

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行（施行期日）。

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改

三 雇 用 保 險 法	上になる者又は社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者で、厚生労働省令で定める基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定した連合会が行う講習を修了したもの（次号3及び第四号3に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）
4 国又は地方公共団体の公務員として労働基準法又は労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者	4 国家公務員として労働基準法又は労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者
5 労働者災害補償保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者	5 労働者災害補償保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者
6 厚生労働大臣が、労働者災害補償保険法についてこの号の1から5までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者	6 厚生労働大臣が、労働者災害補償保険法についてこの号の1から5までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者
国又は地方公共団体の公務員として労働諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者	国又は地方公共団体の公務員として労働社会保険法令事務を行なう厚生労働大臣が指定する団体の役員若しくは從業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者又は社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者で、厚生労働省令で定める基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定した連合会が行う講習を修了したもの（前号3及び次号3に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）
4 国又は地方公共団体の公務員として雇用保険法又は職業安定法の施行事務に従事する者	4 国又は地方公共団体の公務員として雇用保険法又は職業安定法の施行事務に従事する者

八 労務 管理	八 労務 管理
常識 2 国又は地方公共団体の公務員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に従事した期間、厚生労働大臣が所管する行政執行法人的役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間及び特定地方独立行政法人的役員又は職員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して十年以上になる者	（前号3に掲げる者に該当する者と同一の前号3に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者）
常識 3 厚生労働大臣が、労働及び社会保険についてこの号の1及び2に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者	國民年金法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者
常識 4 国又は地方公共団体の公務員として厚生年金保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）	社会保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者
常識 5 社会保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者	厚生労働大臣が、國民年金法についてこの号の1から5までに掲げる者と同様以上の知識を有すると認める者
常識 6 厚生労働大臣が、國民年金法についてこの号の1から5までに掲げる者と同様以上の知識を有すると認める者	労働社会保険法令事務を行ふ厚生労働大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者
常識 7 厚生労働大臣が、國民年金法についてこの号の1から5までに掲げる者と同様以上の知識を有すると認める者	厚生労働大臣として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者
常識 8 厚生労働大臣が、國民年金法についてこの号の1から5までに掲げる者と同様以上の知識を有すると認める者	厚生労働省令で定める基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定した連合会が行う講習を修了した一般の者